

(1)「路上喫煙禁止地区を市内全域に拡大する」について 199件	
ご意見の要旨	本市の考え方
○賛成意見 (69件)	
市内全域の路上喫煙禁止に賛成である (29件)	<p>本市では、市民の皆様の安全、安心及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行しています。</p> <p>条例に基づき、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)に指定し、同年10月からは、禁止地区における条例違反者に対して、過料を適用しています。その後、禁止地区を順次指定してきましたが、いわゆる改正健康増進法(平成14年法律第103号)(以下「健康増進法」)や「大阪府受動喫煙防止条例(平成31年大阪府条例第4号)」の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化していることから、禁止区域の市内全域への拡大について、大阪市路上喫煙対策委員会に諮問してきたところです。</p> <p>禁止区域を市内全域の道路、広場、公園などへ拡大するにあたり、喫煙者にこれまで以上の制限を設けることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境を整備するため、令和6年12月までに120か所の喫煙所を整備していきます。なお、整備する喫煙所は周囲に喫煙による被害が発生しないよう、設置場所や面積、構造等を配慮したものとします。</p> <p>また、本条例については、過料徴収等、違反者を取り締まることが目的ではなく、本市、市民や事業者等が互いに協力して安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的としており、過料の金額設定については、本市同様に過料徴収を行っている他都市の状況を踏まえた金額としています。</p>
市内全域を路上喫煙禁止にするのは良いが、禁止とするならば実効性が伴うものにすべきである (4件)	
市内全域を路上喫煙禁止にすることで、禁止区域が分かりやすくなり、効果があると考え (3件)	
路上だけではなく、大阪市が管理する公園も喫煙禁止地域に含むべきだと考える (3件)	
市内全域を路上喫煙禁止にするのは良いが、ただ禁止するだけではなく、喫煙環境の整備を行い、十分に周知することが重要である (17件)	
市内全域での路上喫煙禁止に期待しているが、喫煙所からの煙や臭いの漏れ、喫煙所周辺での条例違反の喫煙、喫煙所の清掃従事者への受動喫煙防止等の対策が懸念される (7件)	
大阪市では路上喫煙やポイ捨てが市内の至る所で蔓延しているため、過料が1,000円では抑止力としては極めて不十分と考える (6件)	
○条件付きでの賛成 (27件)	
路上喫煙禁止地区を市内全域に広げるのであれば、喫煙できる場所の整備をすべきである (13件)	<p>禁止区域の市内全域への拡大にあたっては、喫煙者にこれまで以上の制限を設けることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境を整備するため、令和6年12月までに120か所の喫煙所を整備していきます。整備する喫煙所は周囲に喫煙による迷惑が発生しないよう、設置場所や面積、構造等を配慮したものとします。</p> <p>喫煙所の必要数については、大阪市の昼間人口、喫煙率やアンケート調査等を基に算定していますが、市内全域での路上喫煙禁止以降も、実効性が確保されているか、継続して検証していきます。</p>
路上喫煙禁止地区を市内全域に拡大するのであれば、喫煙所の数が120か所では少なすぎるので、より多くの喫煙所の整備をすべきである (14件)	
○反対意見 (88件)	
市内全域を路上喫煙禁止とするべきではない (28件)	<p>禁止区域の市内全域への拡大にあたっては、喫煙者にこれまで以上の制限を設けることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境を整備するため、令和6年12月までに120か所の喫煙所を整備していきます。整備する喫煙所は周囲に喫煙による迷惑が発生しないよう、設置場所や面積、構造等を配慮したものとします。</p> <p>喫煙所の必要数については、大阪市の昼間人口、喫煙率やアンケート調査等を基に算定していますが、市内全域での路上喫煙禁止以降も、実効性が確保されているか、継続して検証していきます。</p> <p>令和7年1月の禁止区域の拡大に向け、指導員の増員等の啓発指導体制の強化を行うとともに、さまざまな手段で周知啓発を行っていきます。</p> <p>十分な周知期間を設け、多くの方々のご理解、ご協力を得ながら進めていきます。</p>
市内全域を路上喫煙禁止にしなくても、喫煙所を整備すれば、路上喫煙はなくなるのではないかと (5件)	
市内全域での路上喫煙を禁止には反対であり、まずは喫煙所の整備を行うべきである (11件)	
120か所の喫煙所整備では十分とは言えないため、市内全域への路上喫煙禁止には反対である (18件)	
市内全域で過料徴収をする場合は、全区平等に指導員を配置するべきであり、配置できないのであれば市内全域の路上喫煙禁止に反対 (2件)	
路上での禁煙を強制することは、喫煙者の自由を奪い、社会生活から排除してしまうこととなり、憲法違反ではないかと (10件)	
関西万博の開催を理由に路上喫煙を禁止するのであれば、海外と同様に、屋外では喫煙が自由に行えるようにした方がいいのではないかと (14件)	
○その他意見 (15件)	
人流の多いエリアや路線を対象に禁止区域を設定し、その区域内には必ず喫煙所を設けるなど、限定的、現実的な施策としていただきたい (15件)	<p>開催が予定されている2025大阪・関西万博を機に、国内外から訪れる多くの人の中には喫煙者も含まれますが、市内の一部地域だけが路上喫煙の禁止となっていることは分かりづらく、また、健康増進法が改正されるなど、喫煙を取り巻く環境が大きく変化していることから、市内全域で路上喫煙を禁止するものです。</p>

(2) 「たばこの種類や喫煙の方法について規定を新設する」について 18件	
ご意見の要旨	本市の考え方
○賛成意見 (9件)	
加熱式たばこも路上喫煙禁止の対象にしてほしい (3件)	<p>たばこの種類や喫煙の方法については、健康増進法の規定に準じて定義することとしており、健康増進法第28条第1項及び第2項で規定されている「たばこ」及び「喫煙」の定義を準用することを検討しています。なお、「たばこ」は「たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に定める製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう」、「喫煙」は「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。」と定義されています。</p> <p>また、「電子たばこ」は健康増進法においても定義されておらず、他都市でも規制対象としていないことから、規制の対象とはしない方向で検討しています。</p>
加熱式たばこは無害で受動喫煙は生じないという誤解があるので、加熱式タバコも対象とするのが良い (1件)	
紙巻きたばこと同等に、加熱式たばこ、電子たばこも禁止して欲しい (5件)	
○反対意見 (8件)	
健康に配慮した加熱式たばこまで含めるのは反対する (4件)	<p>加熱式たばこは、紙巻きたばこ同様に有害物質等が含まれていること、健康増進法や大阪府条例においても規制対象となっていること、また、他都市においても加熱式たばこを規制対象もしくは規制対象として検討していること等から、本市においても規制の対象とする方向で検討しています。なお、ニコチンを含まない電子たばこは規制の対象外とする方向で検討しています。</p>
何がどう変更となるのか判断ができないため賛成できない (4件)	
○その他意見 (1件)	
加熱式たばこ専用の喫煙所が増えているが、公共の喫煙所では紙巻たばこと加熱式たばこの両方が吸える喫煙所であるべき (1件)	<p>本市が設置する喫煙所及び民間事業者が補助制度を活用して設置する喫煙所については、紙巻たばここと加熱式たばこの両方が喫煙できる喫煙所としていく方針です。</p>

(3) 「私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設する」について 92件	
ご意見の要旨	本市の考え方
○賛成意見 (13件)	
私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設することに賛成 (2件)	私有地や私道の管理権限者の権利については、本市において制限できるものではないことから、私有地や私道の管理権限者に対する努力義務規定は、道路や歩道等の禁止地域に隣接する私有地や私道に灰皿が設置されるなど、路上喫煙を誘発するおそれがある場合について、灰皿の移設又は撤去等の対策をお願いするものであり、本市が一方的に移設や指導などを行うものではありません。
飲食店やたばこ販売店などの店舗前の灰皿設置を禁止 (兵庫県条例では禁止を制定済) して欲しい (4件)	
路上喫煙禁止地区から除外される私有地や私道では管理権限者による喫煙対策を義務としてください (7件)	
○反対意見 (78件)	
私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設することに反対 (30件)	私有地や私道の管理権限者の権利についてまでは、本市において制限すべきものではないことから、私有地や私道の管理権限者に対する努力義務規定は、道路や歩道等の禁止地域に隣接する私有地や私道に灰皿が設置されるなど、路上喫煙を誘発するおそれがある場合について灰皿の移設又は撤去等の対策をお願いするものであり、本市が一方的に移設や指導などを行うものではありません。 また、本市が整備する喫煙所の設置は、駅周辺や事業所・飲食店が密集するなど、人流が多い場所で計画しています。これらの場所は路上喫煙や吸い殻ごみのポイ捨ても多いことが想定され、喫煙所を整備することで、吸い殻ごみのポイ捨ても減少させる効果が期待できると考えています。
大阪市が規定を新設するのは、個人の権利を阻害するものであり、あくまで所有者の権限で判断されるべき (40件)	
歩きたばこやポイ捨て防止、地域の環境美化の一環として灰皿を置いているので、撤去するとかえって道路にポイ捨てをされるたばこが多くなる (6件)	
私有地や私道での喫煙者が公共喫煙所を利用しなければならなくなるため、公共喫煙所に人が集中して対応に困ることになるのではないかと (2件)	
○その他意見 (1件)	
行政が過度に制限することは慎重であるべきで、多様な立場の住民からの意見を汲み取り、丁寧な意思決定を期待する (1件)	私有地や私道の管理権限者に対する努力義務規定は、道路や歩道等に隣接する私有地や私道に灰皿が設置されるなど、路上喫煙を誘発するおそれがある場合について灰皿の移設又は撤去等の対策をお願いするものであり、制度運用にあたっては、丁寧な説明に努めていきます。

(4) 「私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設」について 46件	
ご意見の要旨	本市の考え方
○賛成意見 (7件)	
私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設することに賛成 (5件)	私有地や私道の管理権限者の権利については、本市において制限すべきものではないことから、私有地や私道における路上喫煙を禁止できる規定は、私有地や私道の管理権限者からの申請があった場合に、本市が調査等を行い、必要と認めた場合のみに禁止区域とすることを検討しています。また、必要な喫煙所について早期整備に努めていきます。
私権を制限することとなるので、計画している120か所の喫煙所を整備してからとするべき (1件)	
不特定多数の市民が通行できる場所全てを路上喫煙禁止区域とすべき (1件)	
○反対意見 (38件)	
私有地や私道にまで規制をかけるべきではない (32件)	私有地や私道の管理権限者の権利については、本市において制限すべきものではないことから、私有地や私道における路上喫煙を禁止できる規定については、私有地や私道の管理権限者からの申請があった場合に、本市が調査等を行い、必要と認めた場合のみに禁止区域とすることを検討しています。よって、本市が一方的に禁止区域にするものではありません。
民間の土地まで規制するような考え方には賛同できず、また喫煙を制限するからには喫煙場所を十分に整備することも大切である (6件)	
○その他意見 (1件)	
行政が過度に制限することは慎重であるべきで、多様な立場の住民からの意見を汲み取り、丁寧な意思決定を期待する (1件)	私有地や私道の管理権限者の権利については、本市において制限すべきものではないことから、私有地や私道における路上喫煙を禁止できる規定については、私有地や私道の管理権限者からの申請があった場合に、本市が調査等を行い、必要と認めた場合のみに禁止区域とすることを検討していますので、制度運用にあたっては、丁寧な説明に努めていきます。

(5) 本市の路上喫煙対策全般に関する意見(その他) 190件	
ご意見の要旨	本市の考え方
○喫煙所整備について (96件)	
市が主導して喫煙所を設置すべきでなく、必要であれば喫煙者が自己の責任において設置すればよい (7件)	<p>禁止区域の市内全域への拡大にあたっては、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境を整備するため令和6年12月までに120か所の喫煙所を整備していきます。整備する喫煙所は周囲に喫煙による迷惑が発生しないよう、設置場所や面積、構造等を配慮したものとしします。</p> <p>喫煙所の設置数については、大阪市の昼間人口、喫煙率やアンケート調査等を基に算定していますが、市内全域での路上喫煙禁止以降も、設置数や配置については、継続して検証していきます。</p>
まずは喫煙所の整備を行うべきである (78件)	
喫煙者はそれなりに税金も納めているので、周囲への配慮の為に喫煙所は相当数を設置してもらいたい (8件)	
共存に必要な十分な喫煙所設置と設置に係る予算の確保を要望したい (2件)	
最近喫煙者のマナー自体も格段に向上していると思うので、本当に共存というならば、双方が納得できる施策を講じてほしい (1件)	
○その他意見 (94件)	
実効性を担保するため、違反行為に対して罰則が確実に適用されるよう、行政の取組みが求められる (5件)	市内全域での路上喫煙禁止の実効性を確保するため、違反行為への過料適用も含めて効果的な巡回指導体制を構築していきます。
世界的に見ても、屋外での広範囲な規制は聞いたことがない。観光客の混乱も想定される (5件)	禁止区域の市内全域への拡大にあたっては、十分な周知期間や準備期間が必要であると考えており、国内外から訪れる多くの方々も含め、さまざまな手法による周知啓発を進めていきます。
現行条例の規制で十分であり、さらに規制をかけるべきではない (11件)	改正健康増進法や府条例の施行など、喫煙に対する意識や社会情勢の変化に伴い、市民の皆様の安全、安心及び快適な生活環境を確保するため、条例改正を検討しています。
条例の改正の方向性以外にかかる意見 (36件)	いただきましたご意見についても今後の事業実施において、参考にさせていただきます。
単に「賛成」とのみ記載したもの (11件)	各項目に対する本市の考え方は各項目でご参照ください。
単に「反対」とのみ記載したもの (26件)	